

「令和3年度介護報酬改定の影響」  
アンケート調査結果報告書

令和5年1月

特定非営利活動法人 東京都介護支援専門員研究協議会  
制度検討委員会

## I 調査概要

### (1) 調査の目的

本調査は令和3年介護保険制度及び報酬改定後の利用者、事業者、行政の影響および介護予防支援の委託状況の実態を把握すること、介護支援専門員の現況について明確にすることを目的に実施した。

### (2) 調査対象

東京都内の62自治体の介護保険担当部署

### (3) 調査方法

郵送により配布を行い、FAXにて回答を回収した

### (4) 調査期間

令和4年9月16日郵送、同年10月11日を返信期限として回収

### (5) 回収状況

回収数 36自治体（区部 16 市部 16 町村 4）

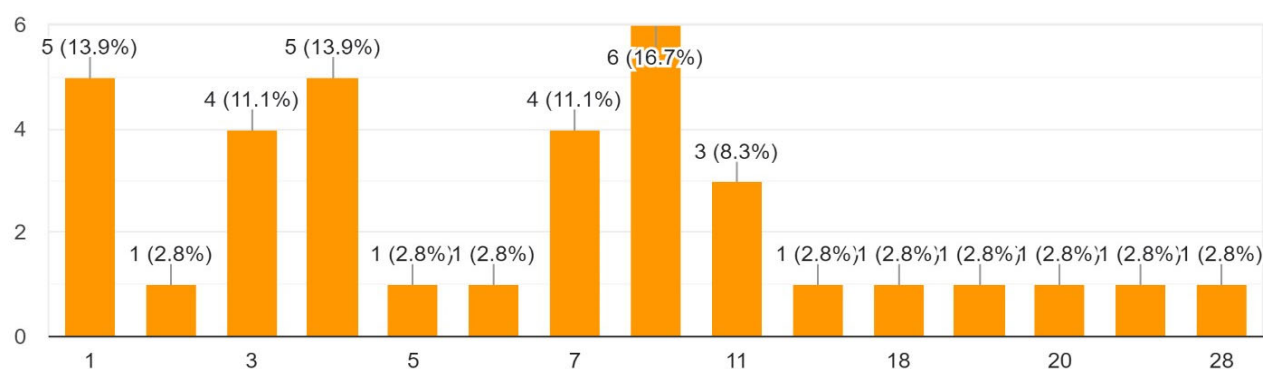
有効回収率 58.1%

## II 調査結果

### 1、貴自治体内の地域包括支援センターの設置数と設置者について教えてください。

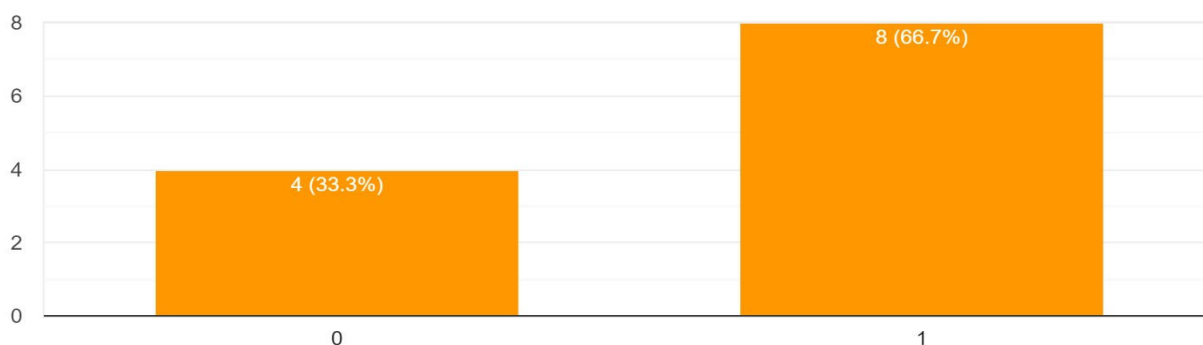
#### 地域包括支援センター設置数

36件の回答



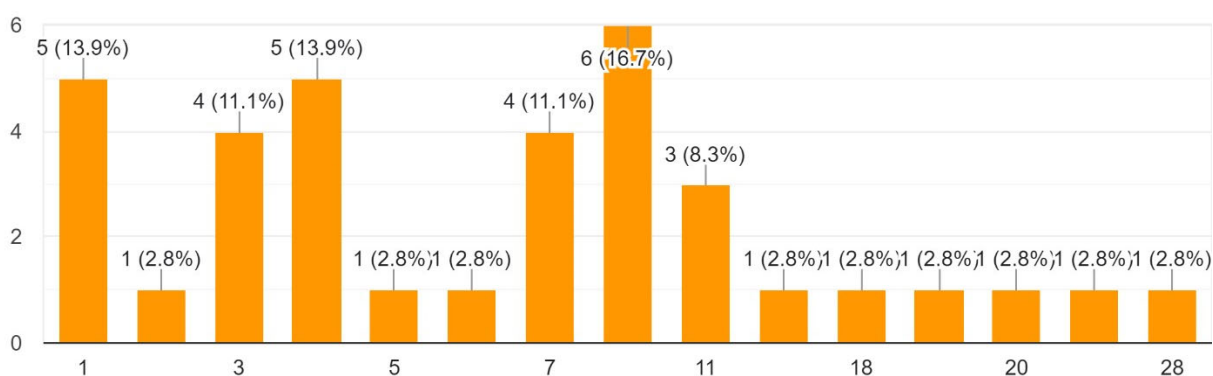
#### 地域包括支援センター設置数のうち、直営の設置数

12件の回答



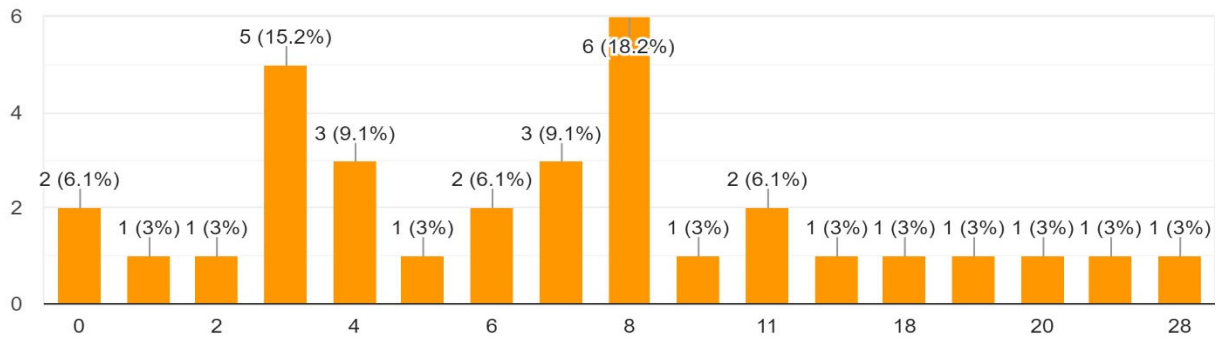
#### 地域包括支援センター設置数

36件の回答



地域包括支援センター設置数のうち、委託の設置数

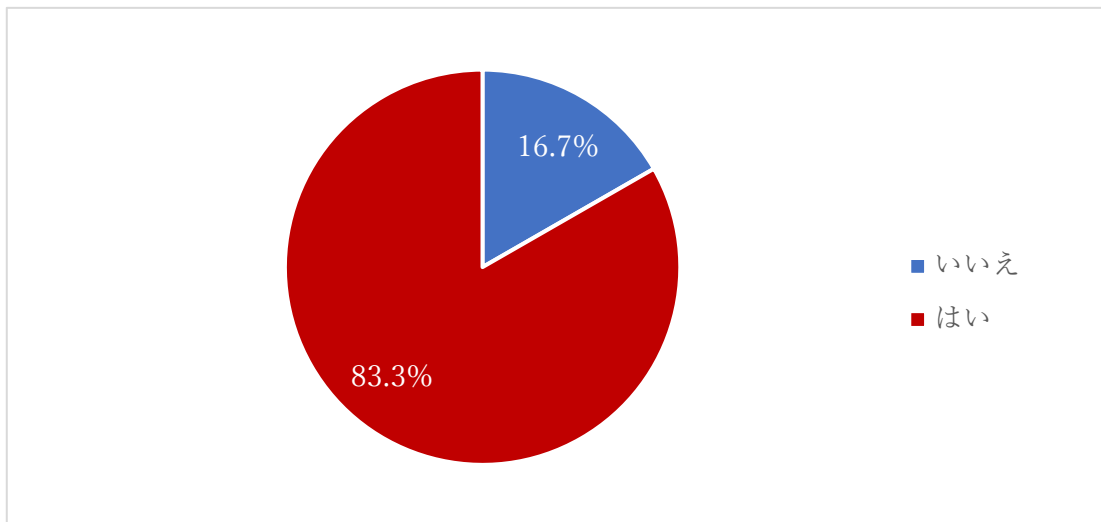
33件の回答



2、居宅介護支援事業所へ支払われる介護予防支援業務委託料について伺います。

貴自治体では令和3年度介護報酬改定以前と改定後で委託料はかわりましたか。

36件の回答



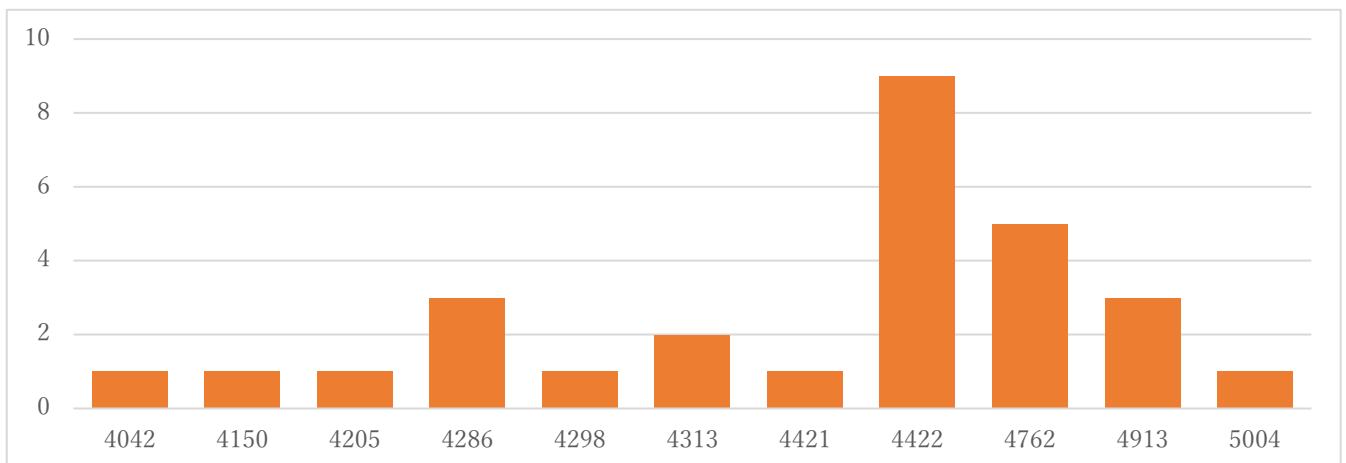
「はい」と回答された方に伺います。

① それぞれについて改定前と改定後の委託料をお書きください。

基本報酬 改定前

28件の回答

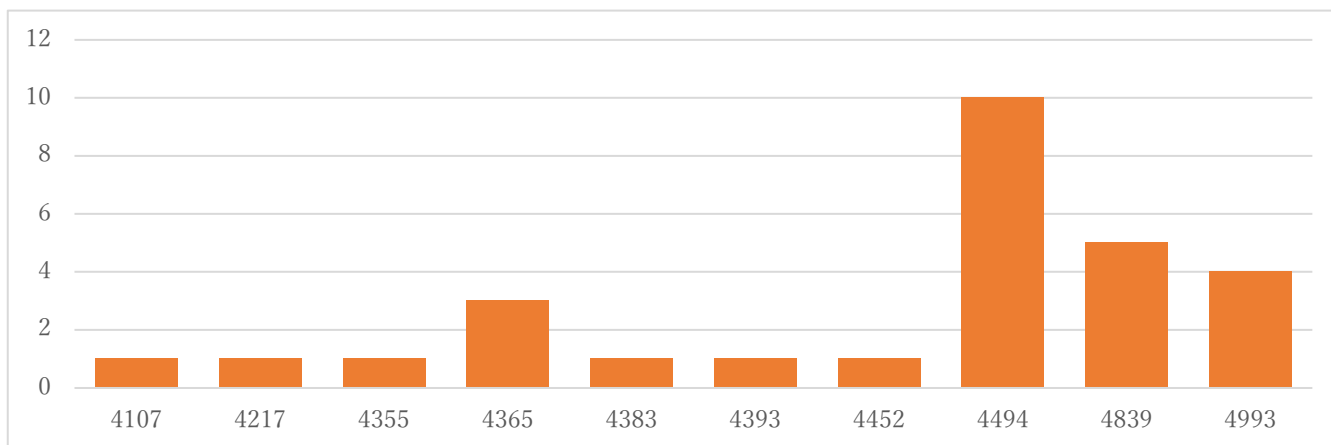
単位:円



## 基本報酬 改定後

28件の回答

単位:円

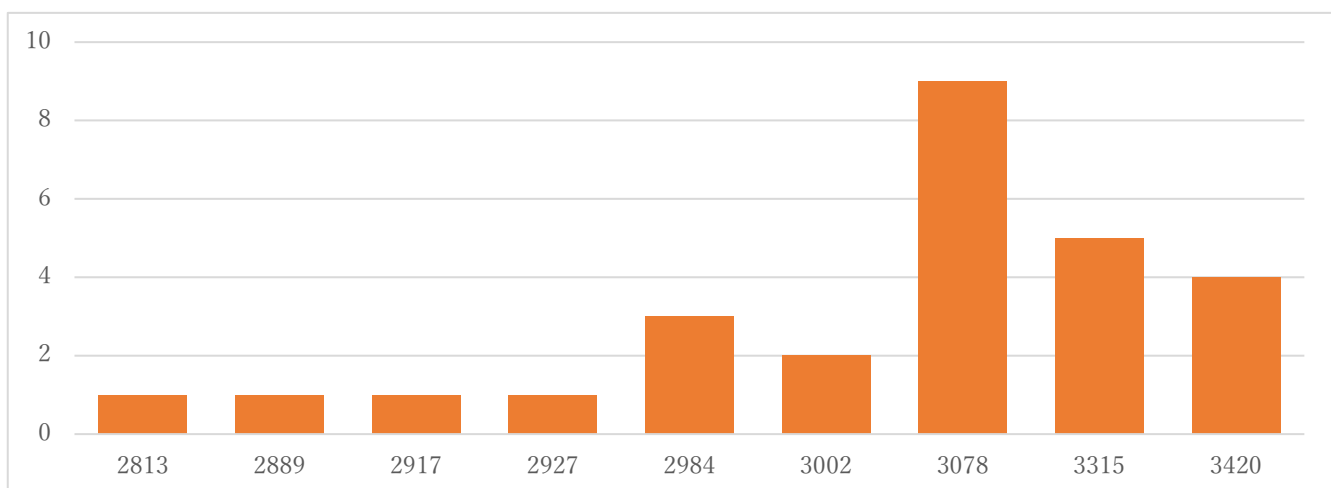


※ 基本報酬高値と低値の差 886円 平均報酬額 4575円

## 初回加算分 改定前

27件の回答

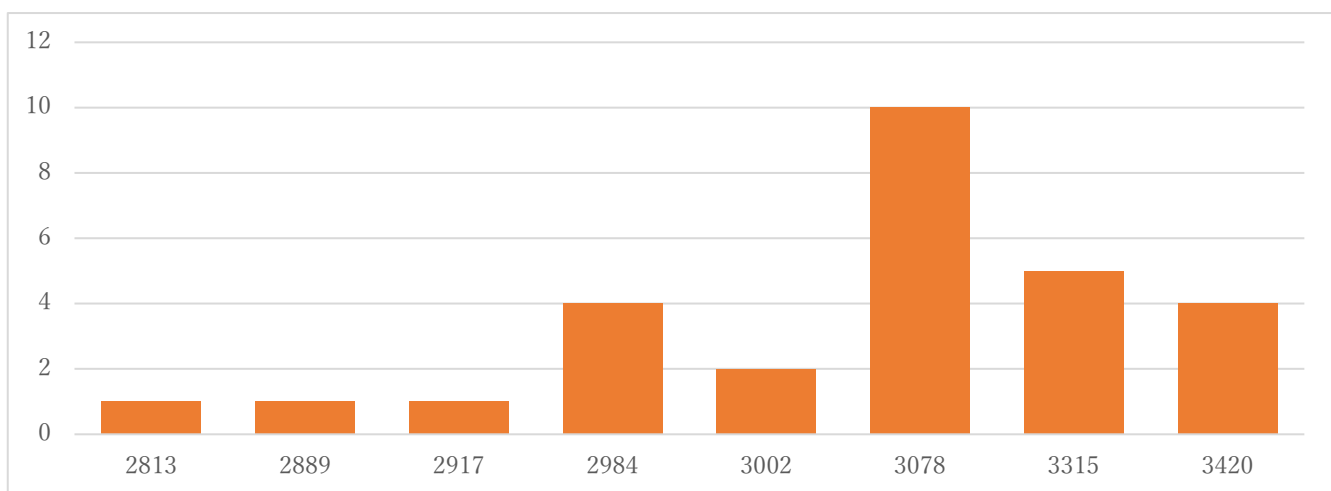
単位:円



## 初回加算分 改定後

28件の回答

単位:円



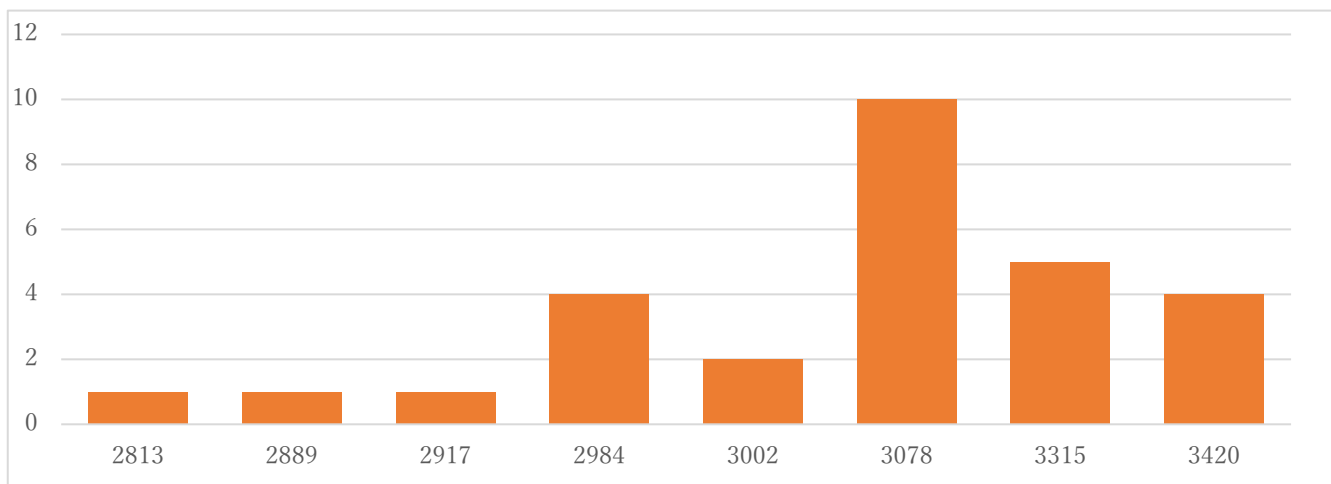
改正後 加算分が増額している1自治体あり。

※ 加算額高値と低値の差 607円 平均報酬額 3128円

## 委託連携加算分 改定後

28 件の回答

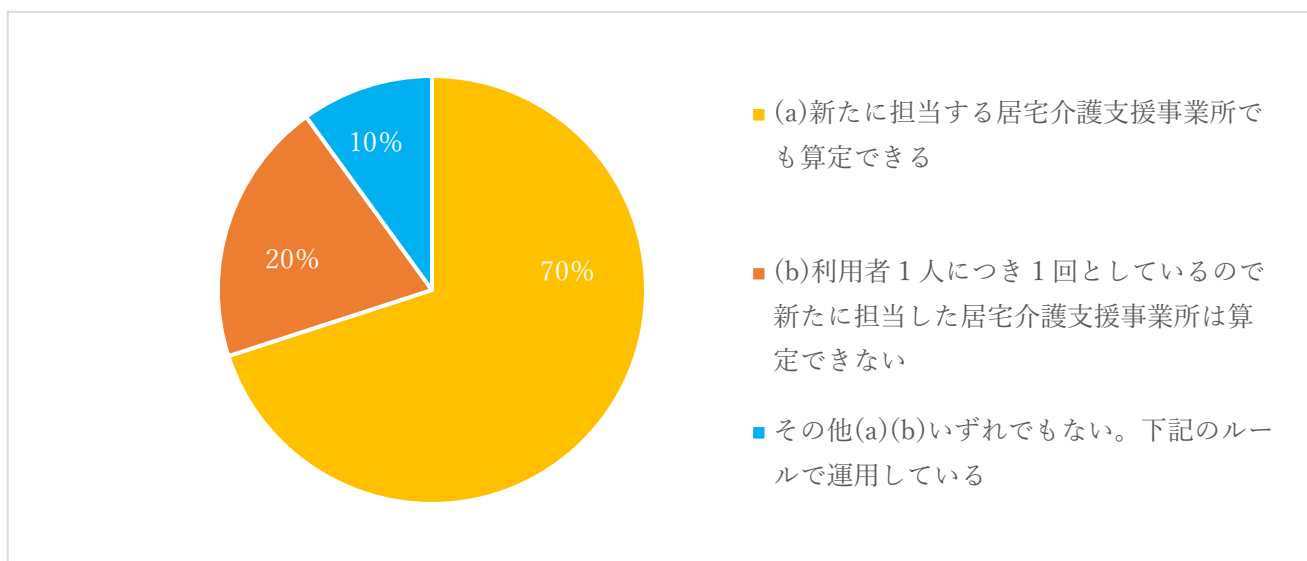
単位:円



※ 加算額高値と低値の差 607 円 平均報酬額 3128 円

② 上記委託連携加算分について伺います。一度、委託連携加算を計上した利用者が他の居宅介護支援事業に移った場合の再算定のルールについて、下記のうち、貴自治体に当てはまるものを選択してください。

30 件の回答

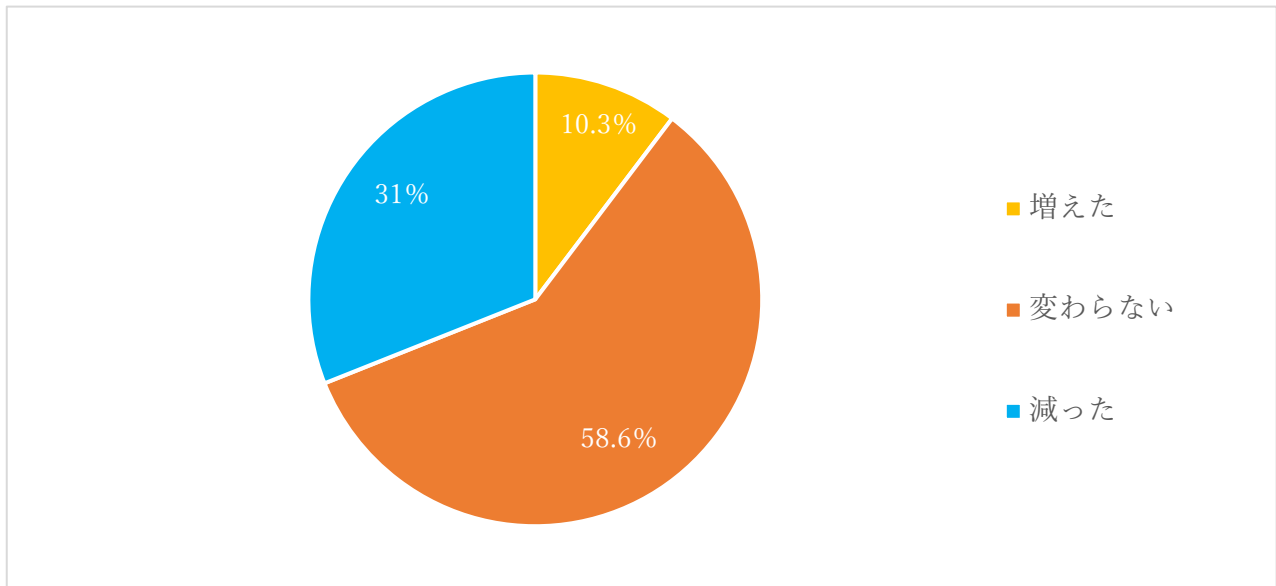


### 「その他」の具体的な内容

- ・東京都に考え方を質問し、東京都は過去に厚生労働省に確認しており、「委託事業所につき利用者1人1回委託開始した月のみ算定」との考えに基づき対応している。
- ・これまで該当事例がないため、再算定のルールについての想定をしていない
- ・上記質問に係る相談がこれまでなかった為、現時点で運用ルールは決めていません。

③ 改定後、居宅介護支援事業所への委託数は増えましたか。該当するものを選択してください。

29 件の回答



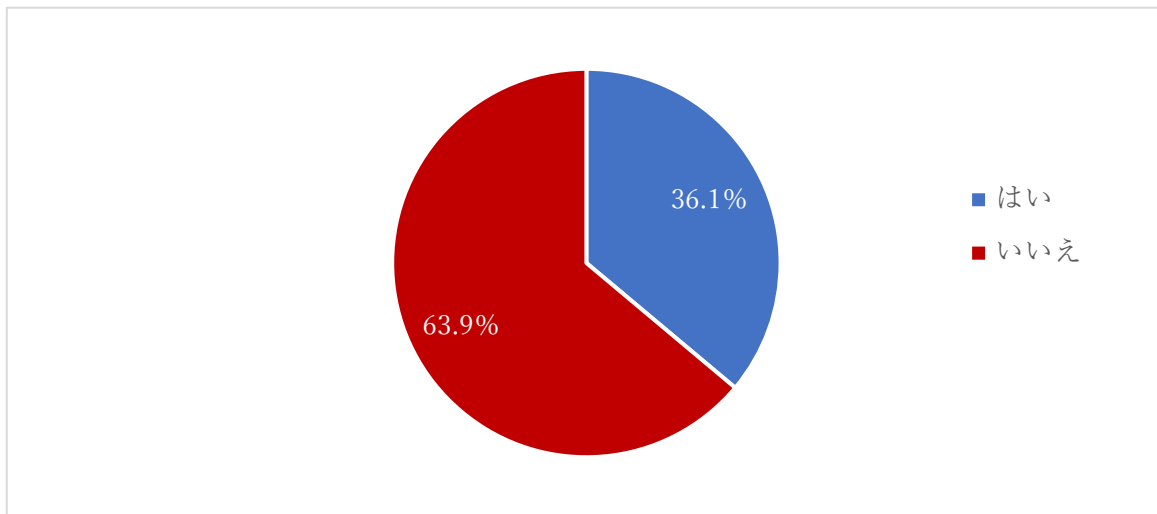
「変わらない」または「減った」と回答された方に伺います。理由についてご見解があればお書きください。

- ・委託連携加算の創設が委託促進につながっているとは言い難い。
- ・委託加算が創設されたが、1 か月限りのものであるため、効果はあまり感じられない
- ・人材不足により委託を受けてもらうことが困難。
- ・居宅介護支援事業所が減っているため委託先が見つからないが増えている。
- ・ケアマネの人数が減っており、受け入れ先が増えない。
- ・事務負担が要介護者と変わらないが介護報酬が低い。
- ・当自治体は「地域支援実施要綱」に基づき、原則は地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメントを行うこととし、委託を推進する方針を定めていない。そのため委託率が一定であると推測する。
- ・地域包括が担当できる件数に限りがあり、超えた部分を委託している。
- ・ごく僅かなため、減少理由は不明である。
- ・委託対象としている介護予防支援・介護予防ケアマネジメント A については利用者数の変動がなく、委託していないケアマネジメント B・C が増えている。

3. 区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ、利用サービスに偏りが見られる等のケアプランの対応について伺います。

居宅介護支援事業者を事業所単位で抽出する などの点検・検証を行っていますか。

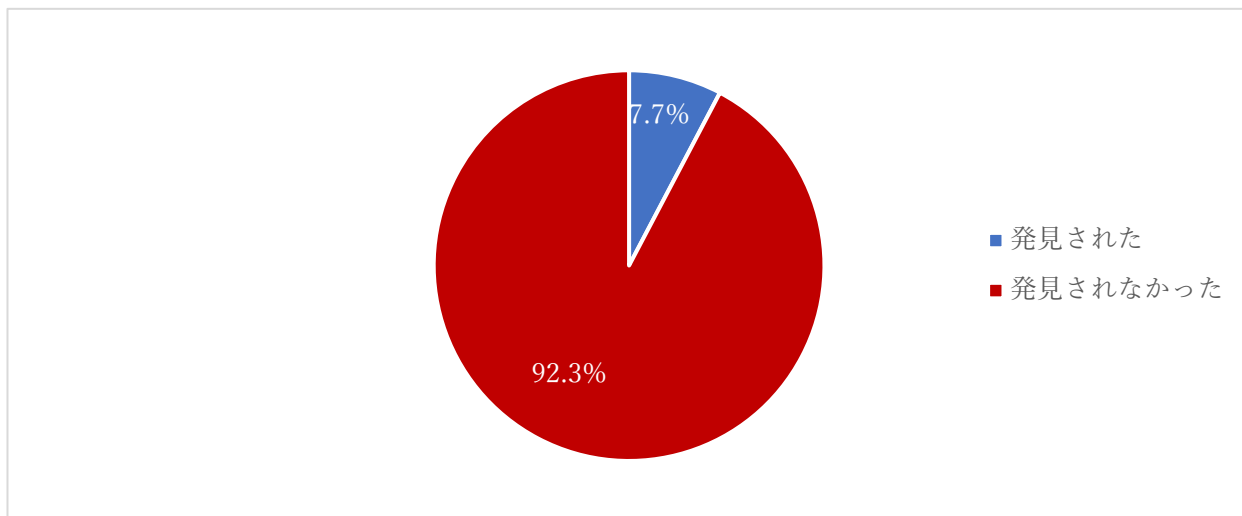
36 件の回答



「はい」と回答された方に伺います。

点検・検証の結果、問題が発見されましたか。

13件の回答



「発見された」と回答した方に伺います。令和3年度に発見された件数をお書きください。

・1件

問題が発見された場合にどのように対応しているかを具体的にお書きください。

・居宅が当自治体内にあるが、他自治体の住宅型有料老人ホームと提携している事業所であるため居宅で担当している利用者がほぼ当自治体外の方。そのため偏りが見られる事業所として抽出されても、該当する利用者が他自治体の方のためケアプラン点検が行えない。

・面談によるケアプラン点検を実施。



「いいえ」と回答された方に伺います。

今後どのような対応を予定されているのか具体的にお書きください。

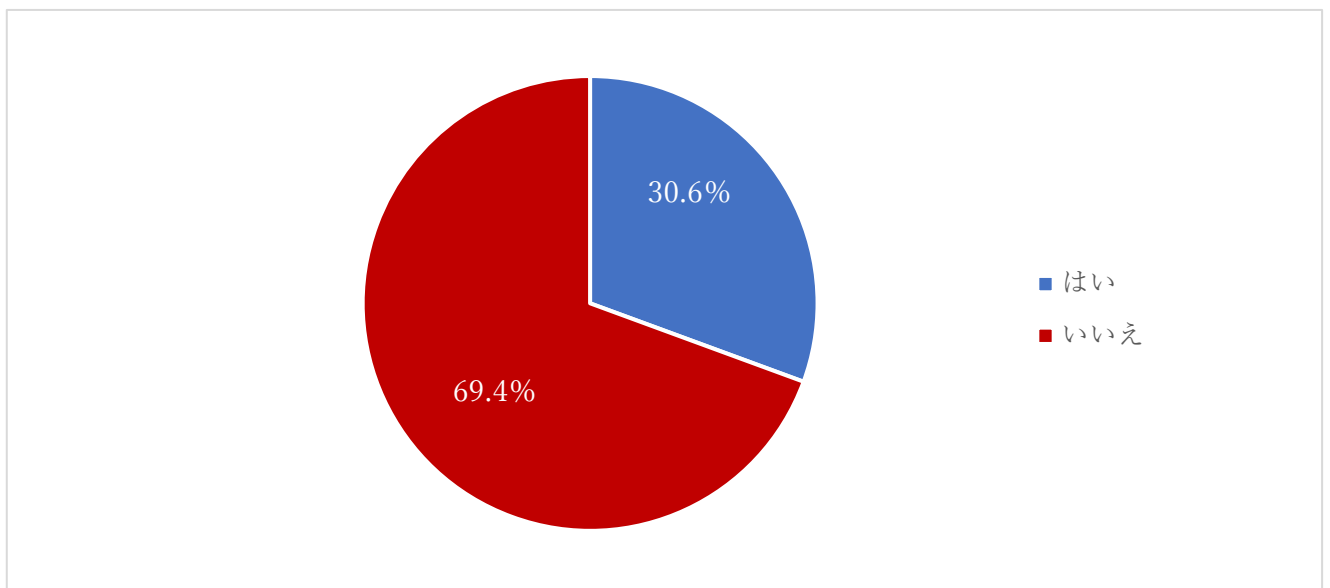
(主な回答)

- ・今年度中に実施予定。(2件)
- ・点検・検証を行う体制が整い次第、実施予定。
- ・今後、国保連のケアプラン分析システムを活用する予定。(運営指導、ケアプラン点検等)
- ・新型コロナウイルス感染症の業務が逼迫しているため現状できていないが、今後実施する予定。
- ・既に対象事業所の抽出は行っており、現在点検方法について検討を行っている。
- ・居宅介護支援事業所が少ないため、密に連携を取り対応する。
- ・現時点で区内に該当する事業所がないことは確認している。基準を超えていなくても、比較的割合が高い事業所などを把握し、実地指導やケアプラン点検の対象者抽出に活かしていく予定。
- ・令和4年度から居宅介護支援事業所単位で、区分支給限度額利用割合7割以上かつ利用サービス6割以上の「訪問介護サービスについて国民健康保険団体連合会からデータ提供を受け、検証を行う体制をとっている。これまでのところ、抽出されたデータが非常に少なく、問題のあるケアプランは見つかっていない。
- ・ケアプラン点検の際に提出してもらい、検証したい。
- ・第8期介護保険計画では特に対応について明記しておらず具体策はない
- ・H30年度に1度実施したが、その他業務も兼務しているため、近年においては実施できていない。
- ・現時点では具体的な対応策はなし。
- ・職員の体制が整えば点検等行えるが、現状では対応が困難なため。
- ・未定(3件)

4. 介護現場のICT(情報通信技術を活用したコミュニケーション)化における、居宅介護支援事業所への支援等について伺います。

貴自治体では、自治体内の居宅介護支援事業所に対し、補助金の案内などICT活用に向けた何らかの支援、対応を行っていますか。

36件の回答



「はい」と回答された方に伺います。

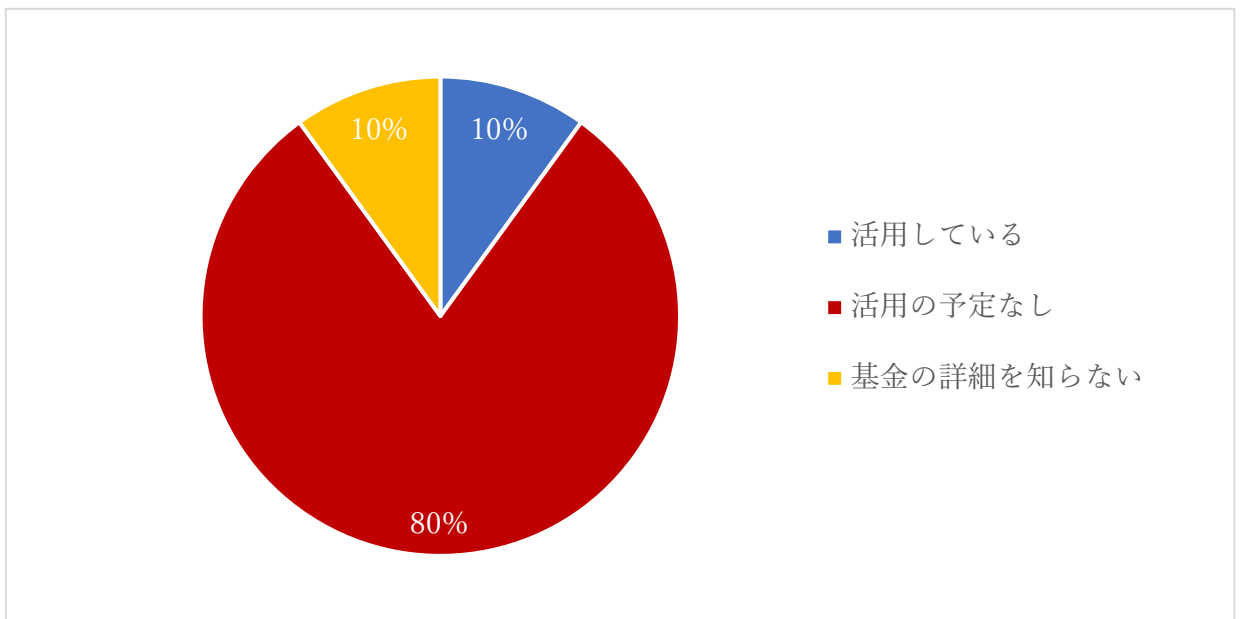
① どのような支援、対応をされているかを具体的に(事業内容、対象要件など)お書きください。

(主な回答)

- ・ICT 機器等の導入に対し、自治体独自の補助制度を整備している。
- ・国・東京都からの補助金等の案内について、連絡協議会やメール等で対象事業所へ随時情報提供をしている。(9件)
- ・介護事業所に対して、補助金の案内を周知した。今後、ホームページ等においても周知する予定。
- ・自治体内の介護事業者向け研修において、ICT 活用や LIFE に関する研修を実施。
- ・介護保険サービス事業所対象研修において「ICT テクノロジーの活用による業務効率向上」をテーマに研修を実施。

② 地域医療介護総合確保基金は活用されていますか。

10件の回答



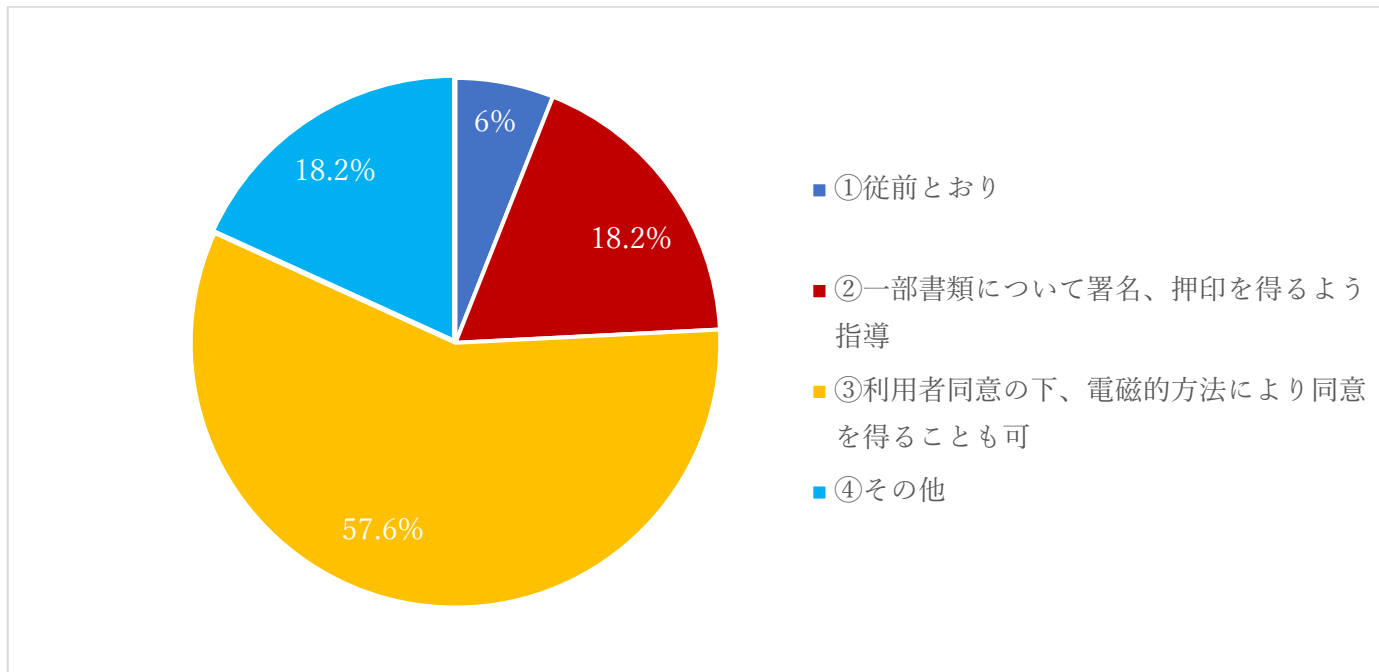
「いいえ」と回答された方に伺います。

今後の支援、対応のご予定についてお書きください。

- ・未定(3件)、検討中(1件)
- ・特になし(9件) 要望がないため、特に対応の予定はない。(1件)
- ・令和4年度中のICT機器等活用状況調査を実施し、介護現場の実態の把握を行いました。今後は実施した調査をもとに必要な支援を検討していく予定。
- ・ICT化の推進に向けて、事業所にとってどんな点が課題となっているかなどを確認し、有効な対応がどのようなものか検証したいと考えている。
- ・国・都より補助金の案内があった際には、管内事業所に通知する。
- ・補助金等の支援は現段階では考えておりません。なおICT導入に向けたセミナーを実施する予定。
- ・都補助金等あれば、提供することを検討する。

5. 文書負担軽減や手続きの効率化による介護現場の業務負担軽減における、居宅介護支援事業所への対応について伺います。利用者等への説明・同意についても利用者の署名・押印を求めないことが可能であるとされ、居宅サービス計画書標準様式では、署名、押印欄が廃止されました。これを受け、貴自治体では居宅介護支援事業所に対し、どのような指導を行っていますか。(令和4年8月末時点の状況をお書きください。)

33件の回答



上記①～④ としている理由をお書きください。

① 従前とおり

- ・本人確認の観点から押印を求めているが、標準様式が変更されているので、押印不要を検討している段階。
- ・厚生労働省の資料「令和3年度介護報酬改定における改定事項について」の4.(3)①「利用者への説明・同意等に係る見直し」において、「利用者等の署名・押印について、求めないことが可能であること及びその場合の代替手段を明示するとともに、様式例から押印欄を削除する」とあるが、利用者等からの署名等を求めない場合の代替手段が具体的に示されていない。また、厚労省の記載要領の最新版でも「利用控え」に「利用者の確認を求める」との記載は修正されずそのまま残っており、様式上押印欄が省略されていたとしても「免除された」と解釈することは難しい。

② 一部書類について署名、押印を得るよう指導

- ・居宅サービス計画届出書について、署名又は押印と注意書きを入れている。
- ・個人情報の開示請求は極めて慎重な取扱いを要するため、法人印を押印してもらっている。

③ 利用者同意の下、電磁的方法により同意を得ることも可

- ・国の指針どおりの対応を行っている。(2件)
- ・事業者、利用者の負担軽減のため。
- ・押印欄は削除されたが、押印を防げるものではないため、従来通りの方法で差し支えないと伝えている。
- ・様式から削除された署名、押印を求めるようには指導していない。電磁的方法については、実地指導等で伝えることはありますが、事業所側の設備の問題もあるため、積極的に進めていない。
- ・電磁的記録は、法人・事業所として環境が整備され、利用者の承諾があれば可と指導している。また、同意をとったことについて確認ができる方法をとるよう、と指導しており、例えば、毎回支援経過への記録だけでは何かあった場合に不安があるため、署名による同意を取っておくとよいのでは、と助言している。

- ・政府の方針を踏まえ、電磁的記録を認めるとともに、利用者等の署名、押印については求めないことが可能であることとし、その場合は利用者への説明、同意、交付について支援経過記録等に記録するよう指導している。
- ・基準では「当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者またはその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。」とあるため、居宅サービス計画書第1～3表を綴った第1表に利用者の署名を得る、また第6・7表を綴った第6表の余白部分に押印または署名を得ることで、利用者の同意を得たことの証明となるため。
- ・利用者への説明、利用者からの文書同意、利用者への交付が済んでいることを明確にするため。
- ・国の対応に準じ、自治体独自のルールを定めていないため。
- ・現在の厚生労働省の基準上、簡略できるものは全て省略(電磁的方法により同意を得ることを)可と指導している。重要事項説明書および契約書については押印を得るよう指導している。
- ・事前に利用者等の承諾を得た上で電磁的方法によることができると自治体の条例でも示しているため。
- ・重要事項説明書、居宅サービス計画第1表および第6表について署名を得るよう指導しています。基準には「同意について書面によって確認すること」や「文書により同意を得ること」とされているため、紙文書での交付の場合、署名または記名+押印により同意が確認できるよう指導しています。

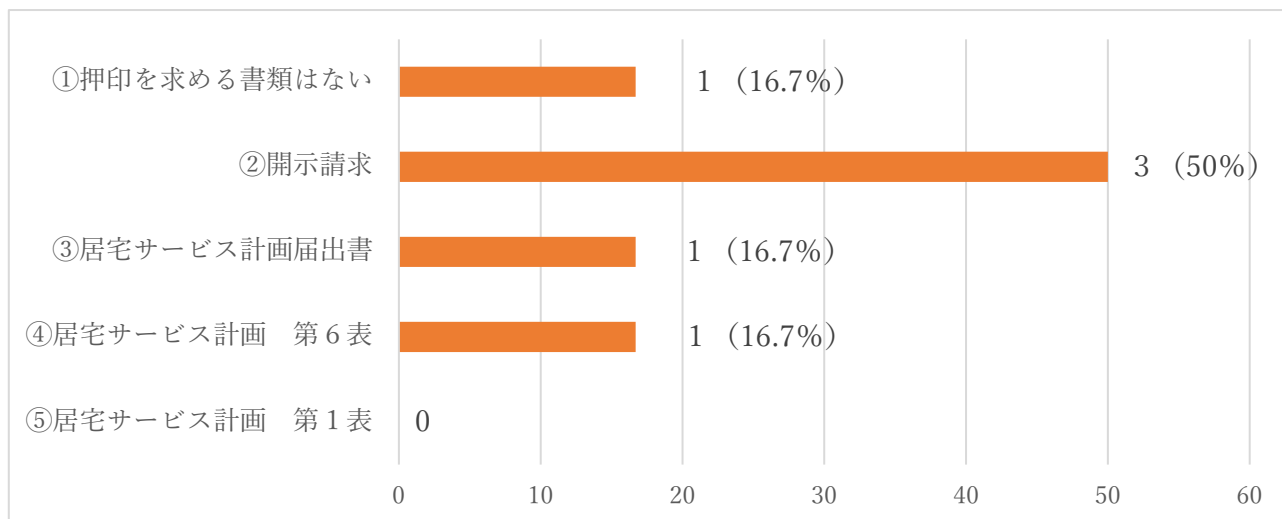
#### ④ その他

- ・自治体内事業所に案内することを検討中。
- ・解釈通知の通り。その内容について誤解のないように指導している。
- ・指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準、及びその解釈通知に示されている以上(あるいは以下)の対応とすべきとする合理的な理由がないため。
- ・自治体として具体的に指導していないが、利用者トラブルにならないようには伝えている。
- ・計画書1表及び6表については、説明と同意がわかることが主旨であるため、メールの送受信履歴等で確認できるのであれば、電磁的方法の活用も認めている。ただし、従来通りの紙での交付であれば、署名以外に確認方法がないため、必須。押印については各法人で判断とし、押印がなくても実地指導で指摘は行わない。ケアプラン作成届については押印不要。

「②」一部書類について署名、押印を不要としているを選択した方に伺います。

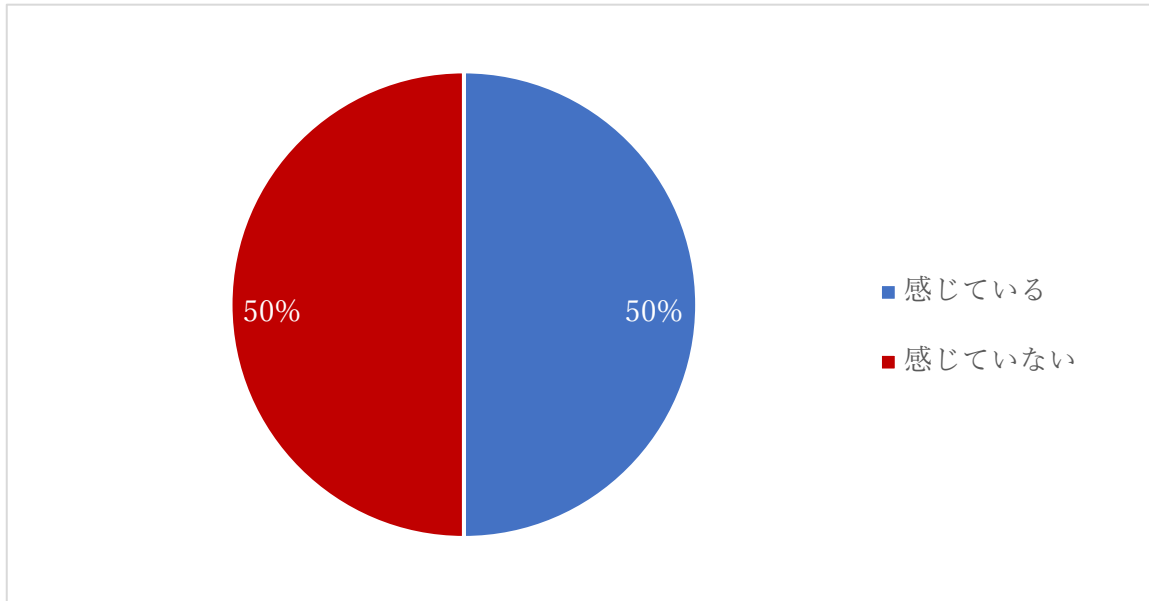
押印を必要としている書類を選択してください。

6件の回答



6. 貴自治体では、自治体内の介護支援専門員の人数について不足を感じていますか。

36件の回答



「感じている」と回答された方に伺います。

介護支援専門員数の不足の状況について、具体的にお書きください。

- ・地域包括支援センターからは、引き受け手となるケアマネジャーが見つからない旨の相談があるうえ、居宅介護支援事業所からも募集しても集まらない、件数をこれ以上増やすのは困難といった声が出ている。
- ・要支援、事業対象者の人数が増加傾向にあり、ケアプラン作成に当たって地域包括支援センターの職員だけの対応が難しい。一方で居宅介護支援事業所も自らの業務で手一杯となり、委託を受けづらい状況となっている。
- ・介護支援専門員の高齢化による次世代の担い手不足
- ・最近、人材が確保出来ないことを理由として、介護支援事業所の廃止・休止が増加している。介護支援専門員の不足、居宅介護支援事業所より「介護支援専門員を募集しても応募がない」等の声が多く聞かれる。
- ・各届出を見ているとCMの退職ということをよく目にする。
- ・仕事内容の大変さや報酬の低さから新しいなり手がおらず、高齢化しており数が先細りしていると感じる。
- ・自治体でも支援策を検討している。
- ・最近では受験資格の厳格化等により介護支援専門員の不足が深刻化しているという指摘がある。
- ・新規事業所以外でケアマネが増えていない。(令和3年度)
- ・自分でケアマネを探すために居宅介護支援事業所に連絡しても断られる事業所が何件もあり、なかなか見つからないとの住民からの相談を受けている。
- ・特に土・日・休日や夜間対応を求める方からの声もあり、特定事業所加算の適用を受けている介護支援事業所の不足、当該事業所の介護支援専門員の不足も指摘されている。
- ・事業を継続している事業所においても介護支援専門員の離職により、利用者の受け入れ人員を減少させて対応している事業所もある。

Ⅲ アンケート調査票

東京都介護支援専門員研究協議会（制度検討委員会）  
介護保険制度改正・報酬改定 影響調査回答票

自治体名	区・市・町・村
担当所管課	
ご回答者名	

1. 貴自治体内の地域包括支援センターの設置数と設置者についてお教えてください。

地域包括支援センター設置数     か所（直営     か所 ・ 委託     か所）

2. 居宅介護支援事業所へ支払われる介護予防支援業務委託料について伺います。貴自治体では令和3年度介護報酬改定以前と改定後で委託料は変わりましたか。

はい ・ いいえ



はい と回答された方に伺います。

① それぞれについて改定前と改定後の委託料をお書きください。

基本報酬 改定前           円 ⇒ 改定後           円 初回加算 改定前           

          円 ⇒ 改定後           円

委託連携加算 改定前 なし ⇒ 改定後           円

② 改定後、居宅介護支援事業所への委託数は増えましたか。

増えた ・ 変わらない ・ 減った 自由記述欄（委託数増減の理由

等)

--

3. 居宅介護支援事業所への対応について伺います。区分支給限度基準額の利用率が高く、かつ、利用サービスに偏りが見られる等のケアプランについて、居宅介護支援事業者を事業所単位で抽出するなどの点検・検証を行っていますか。

はい ・ いいえ

はい と回答された方に伺います。

① 点検・検証の結果、問題が発見されましたか。

発見された（令和3年度 件） ・ 発見されなかった

② 問題が発見された場合にどのように対応しているかを具体的にお書きください。

いいえ と回答された方に伺います。

○ 今後どのような対応を予定されているのか具体的にお書きください。

4. 居宅介護支援事業所への対応について伺います。厚生労働省は現在、介護現場のICT（情報通信技術を活用したコミュニケーション）化を推し進めています。貴自治体では、自治体内の居宅介護支援事業所に対し、補助金の案内などICT活用に向けた何らかの支援、対応を行っていますか。

はい ・ いいえ

はい と回答された方に伺います。

○ どのような支援、対応であったかを具体的にお書きください。

いいえ と回答された方に伺います。

○ 今後の支援、対応のご予定についてお書きください。

5. 居宅介護支援事業所への対応について伺います。令和3年度介護報酬改定により、文書負担軽減や手続きの効率化による介護現場の業務負担軽減が図られました。利用者等への説明・同意についても利用者の署名・押印を求めないことが可能であるとされ、居宅サービス計画書標準様式では、署名、押印欄が廃止されています。貴自治体では居宅介護支援事業所に対し、これに沿った指導を行っていますか。(令和4年4月末時点の状況をお書きください。)

はい ・ いいえ



いいえ と回答された方に伺います。

以下より、該当するものに○をお付けください。

①従前どおり、署名、押印を得るよう指導している

②一部書類について署名、押印を不要としている ※②を選択された際は、押印を不要とする書類に☑をお付けください。

- 居宅サービス計画 第1表
- 居宅サービス計画 第6表 (サービス利用票)
- 居宅サービス計画届出書
- 開示請求
- その他 ( )

自由記述載

6. 貴自治体では、自治体内の介護支援専門員の人数について不足を感じていますか。

感じている ・ 感じていない



はい と回答された方に伺います。



○介護支援専門員数の不足を感じるのは、どのような時か具体的にお書きください。

--

お忙しい中、ご協力くださりありがとうございました。

○月○日までにご回答くださいますようお願い致します。